

令和5年5月11日
障 害 福 祉 部

世田谷区立障害者福祉施設（世田谷福祉作業所分場）の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和6年4月からの世田谷区立障害者福祉施設（世田谷福祉作業所分場）の指定管理者の候補者の選定方法について審議し、下記のとおり選定を行っていく。

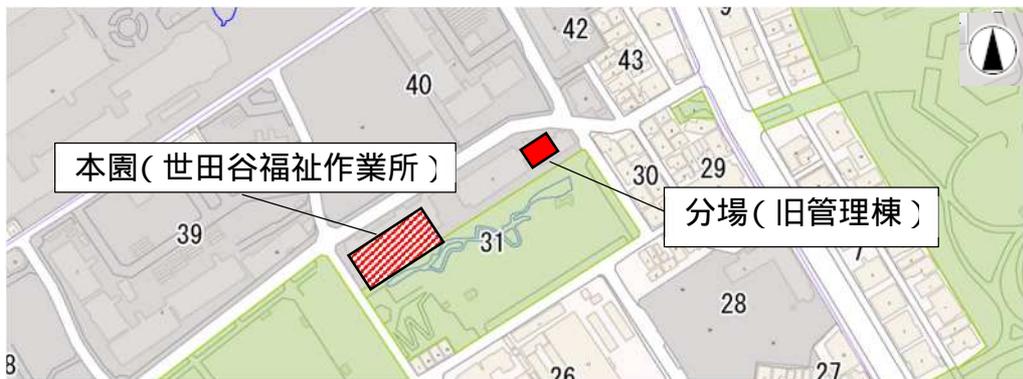
1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設が令和6年4月より1施設追加されることになったため、当該施設における指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立障害者福祉施設条例（以下「条例」という。）に基づき、令和6年4月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく。

2. 指定管理者制度を適用する施設

施設名	所在地	実施事業
世田谷区立世田谷福祉作業所分場	世田谷区下馬二丁目31番15号	就労継続支援B型（定員15名）

<周辺図>



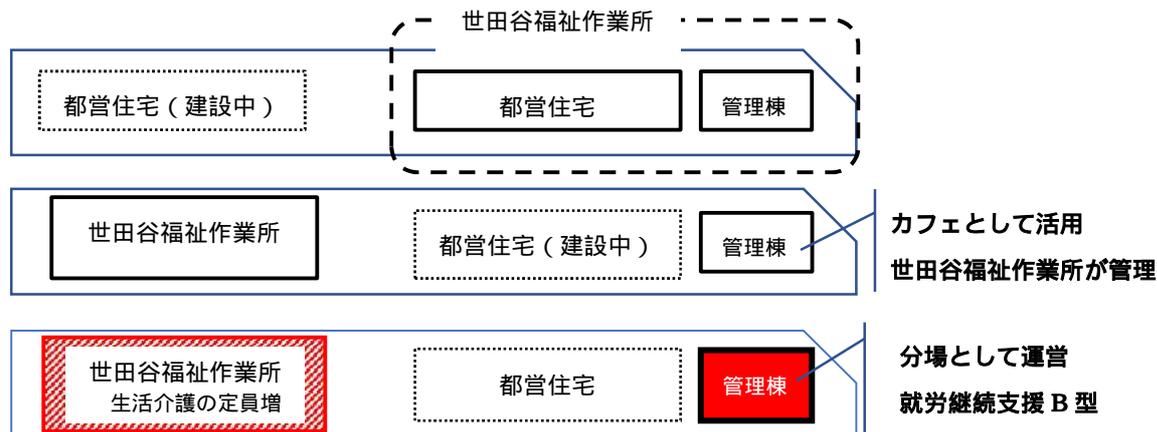
【世田谷福祉作業所分場設置の経過等】

令和2年3月まで、世田谷福祉作業所は現在の旧管理棟に隣接していた都営住宅1階部分を活用して運営していた。

令和2年4月、世田谷福祉作業所は現在の位置（建設工事後の都営住宅1階及び2階部分）に移転して運営を開始した。同作業所の管理棟だった部分はそのまま残った。

世田谷福祉作業所分場（以下「分場」）は、現在、世田谷福祉作業所（以下「本園」）の旧管理棟として、指定管理者がカフェ等の運営を行いながら、一体的に管理している。分場に本園で実施している就労継続支援B型事業の一部を移行させることで、本園での生活介護事業の定員増員を図るため、令和5年第1回区議会定例会において分場を設置するための一部条例を改正済み。

(参考)



(参考) 改正に伴う本園及び分場の定員

(単位：人)

障害福祉サービス	改正前	改正後		
	定員 (本園のみ)	定員	内訳	
			本園	分場
生活介護	15	20	20	-
就労移行支援	6	6	6	-
就労継続支援 B 型	45	45	30	15
計	66	71	56	15

3. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日の 3 年間

今後も、本園と分場を一体的な管理、運営とするため、本園の指定期間である令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日と終期を合わせる。

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し、選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

分場として位置付ける旧管理棟を一体的に管理、運営している本園の指定管理に係る中間評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。構成は、以下のとおり、学識経験者を含む外部委員 5 名と、区職員 2 名とする。

氏名	役職・所属等
石渡 和実	東洋英和女学院大学名誉教授
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者
三井 美和子	身体障害者相談員経験者
石井 啓	社会福祉法人嬉泉理事長
須藤 剛志	障害福祉部長
濱田 隆行	北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長

「 」は委員長

5. 指定管理者制度適用の理由

本園と一体的な管理、運営とすることにより、指定管理者による創意工夫や柔軟な発想によるサービス提供が可能となるとともに、本園と分場の双方で実施する就労継続支援B型事業の事業効果を高めることができるため、指定管理者制度を適用する。

6. 指定管理者候補者の選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会における審議結果等をふまえ、公募によらず、適格性審査にて候補者を選定する。

候補者名

社会福祉法人武蔵野会

適格性審査を適用する理由

世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン「複合施設で、既に指定管理者制度導入施設があり、それ以外の施設でも導入する予定の場合であって、既存施設と新規施設の一体的な管理運営が必要な場合(特別の事情(オ)その他、公募によらない合理的な理由がある場合)」を適用し、適格性審査による選定を実施する。

【具体的な理由】

分場で実施する就労継続支援B型事業においては、本園で実施する同事業と一体的な運営により、個々の利用者の障害特性に配慮し、自主性の向上につながる支援を行うことができ、今後も効果的なサービス提供が期待できる旨の評価が選定委員会においてあった。

現在、本園及び分場に位置付ける旧管理棟において施設維持・管理が一体的に行われており、職員の勤務体制・内容等が障害者総合支援法の定めにも則って一元的に良好な管理がなされている。

障害者施設では職員と利用者・家族の信頼関係維持が大変重要である。

本園では、他事業者との連携による、利用者の高齢化・重度化に応じた支援や、地域他団体との共同開発による商品開発等、地域との連携に積極的に取り組んでいる。また、業務マニュアルの見直しによる業務の標準化や法人全体による職務基準書・人事考課制度の見直し等、業務改善にも積極的に取り組まれている。

(2) 選定基準

条例第14条第3項で定める以下の基準に基づく。

障害福祉サービスに係る事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

施設の効用を最大限に発揮させることができること。

施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

(3) 審査・評価項目

「事業運営」や「支援方針」、「作業活動」、「権利擁護」など34項目を審査項目とし、そのうち13項目を重点項目に設定し、事業計画書等の提出を求め評価を行う。

7. 今後のスケジュール(予定)

令和5年5月

福祉保健常任委員会報告(選定方法)

本園指定管理者向け説明会(適格性審査対象施設)

- 5月～9月 選定期間（適格性審査）
- 6月 世田谷福祉作業所分場化改修工事開始
- 11月 福祉保健常任委員会報告（選定結果）
第4回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
- 12月 改修工事完了
- 令和6年4月 1日 指定管理者による分場の管理、運営及び分場での就労継続支援B型
事業開始

《参考：本園の指定管理の状況等》

1 指定期間と指定管理者

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

社会福祉法人武蔵野会（所在地：八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階 201）

2 現在の本園の指定管理者に関する選定委員会による評価

令和5年4月14日の選定委員会において、選定委員による本園の指定管理者の評価を実施した。令和元年度～令和3年度のモニタリングの評価結果に加えて、現指定期間中に実施した第三者評価結果、利用者アンケートの結果なども踏まえ、運営状況が「良好」であるという評価を得られた。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1．施設の維持管理	仕様書等に従い、設備の保守管理や衛生管理等、適正な維持管理を行っている。
2．施設の運営	地域の団体との協働による商品開発や、管理棟の喫茶スペースの運営を通じて、地域との交流や、障害理解の促進を図っている。
3．事故や緊急時等への対応	送迎車両に防災用無線機を導入するなど、利用者の安全確保に向けた取組みを進めている。
4．サービス向上の取組み	相談支援事業所や介護保険事業所、行政機関等との連携により、利用者の高齢化、重度化に応じた支援を行っている。
5．収支状況	収支面については、指定管理料の適正な予算執行に向け、経費の効率化を図り、効果的な運営が行われている。また、金銭管理についても適正に行われている。
6．改善の取組み	第三者評価等による指導や調整内容等について適切な改善に努めている。
【総合評価】	
<p>世田谷福祉作業所においては、運営面において全ての項目において要求水準を満たしており、かつ、他事業所との連携による利用者の高齢化・重度化に応じた支援や、地域団体との共同開発による商品開発等、地域との連携を積極的に行っている点に加え、令和2年4月の事業所の移転に際して、保護者や利用者への丁寧な説明等万全の準備や、移転後も安定運営を図っている実績が評価できる。更に喫茶スペースの運営等により、これまでも、今後分場として位置付ける予定の管理棟施設を積極的に活用している実績がある。</p> <p>また、現指定管理期間中に第三者評価を受審した結果を踏まえて、業務マニュアルの見直しによる業務の標準化や、法人全体による職務基準書・人事考課制度の見直しを図るなど業務改善にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>これらの実績により、分場と本園を併せた一体的運営においてもこれまでの実績を生かした効果的な運営が期待できるとともに、施設の運営根拠である障害者総合支援法において、分場の運営に関する要件として、「利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること」や「職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること」、「主たる事業所と従たる事業所間の会計が一元的に管理されているこ</p>	

と」等が定められていることを踏まえ、世田谷福祉作業所分場の指定管理者については、本園の指定管理者の適格性審査による選定が望ましい。

【実績評価の反映】

「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」では、評価の次期選定への反映として、施設所管による区の評価（指定管理期間開始年度から指定管理期間満了の前々年度までの全年度分）及び選定委員会の評価結果を、指定管理期間満了の前年度に、期間内の評価結果として取りまとめ、次期選定に際して現指定管理者が応募した場合、それまでの管理運営の実績を加点・減点評価として選定評価に反映できることとなっているが、今回は新たな施設の指定管理者を選定するため、実績の評価は行わないこととする。